

## 広島市送迎用バスへの安全装置導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等の設置者（以下「設置者」という。）及び障害児通所支援事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）が、保育所等における児童及び事業所における障害児の送迎用バスへの安全装置の設置を支援するため、設置者及び事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、保育環境改善等事業実施要綱（令和5年2月8日付け子発0208第5号。以下「環境改善事業要綱」という。）、子ども安全安心対策事業実施要綱（令和5年5月18日付けこ支障第7号。以下「安全安心事業要綱」という。）及び広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 送迎用バス 設置者が保育所等において児童の送迎を目的として日常的に運行する自動車（座席が2列以下の自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童及び障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。以下同じ。）及び事業者が事業所において障害児の送迎を目的として日常的に運行する自動車をいう。
- (2) 安全装置 ブザーその他の車内の児童及び障害児の見落としを防止する装置（送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日国土交通省策定）に適合するものに限る。）をいう。

### (交付の対象等)

第3条 この補助金の対象は、以下の各号に定める事業とし、対象となる保育所等・事業所、対象経費及び補助金の交付額は別表のとおりとする。

- (1) 環境改善事業要綱に基づく送迎用バスの安全装置の設置を行う事業
- (2) 安全安心事業要綱に基づく送迎用バスの改修支援事業

### (補助対象期間)

第4条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和4年9月5日から令和6年3月31日までとし、この間に支払を行った事業を対象とする。

### (補助要件)

第5条 設置者及び事業者は、事業の実施にあたって、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設置する安全装置は、国の定める「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合し、国が作成する「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載の製品であること。
- (2) 安全装置を設置する送迎用バスは、3列以上の自動車であること。
- (3) 安全装置は、送迎用バス1台につき、安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は補助の対象外とすること。

(交付申請)

第6条 設置者及び事業者が補助金の交付申請をする場合に提出する書類は、広島市送迎用バスへの安全装置導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を用いることとし、次の各号に掲げる全ての書類を添えて行わなければならない。

- (1) 購入した安全装置のメーカー名、装置の仕様が分かる資料
- (2) 安全装置が納品又は設置されたことが分かる書類（納品書、工事完了届等）の写し
- (3) 補助対象経費の領収書又は設置者及び事業者に対し補助対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「領収書等」という。）の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、広島市送迎用バスへの安全装置導入支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金の交付等を行うものとする。

(交付条件)

第8条 第7条第1項の交付の決定をする場合には、規則第6条第1項各号に定める条件のほか、次の条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、補助事業の経費に充てること。
- (2) 補助を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 25 号。以下「適正化法施行令」という。) 第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 補助を受けた者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合も含む。）には、広島市送迎用バスへの安全装置導入支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 3 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(暴力団の排除)

第9条 市長は、補助金の交付を受けようとする設置者及び事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 市長は、補助金の交付決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、保育所等についてはこども未来局長、事業所については健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年6月28日から施行し、同年4月1日から適用する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

別表

| 区分    | 対象保育所等・事業所  | 基準額                | 対象経費  | 交付額                                       |
|-------|---|--------------------|---|---|
| 子育て支援 | 本市の区域内に存する次に掲げる保育所等であって、環境改善事業要綱の規定に該当するもの<br>1 保育所<br>2 幼保連携型認定こども園<br>3 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）<br>4 認可外保育施設 | 送迎用バス1台につき175,000円 | 事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）、リース料及び導入費用 | 基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額 |

|       |   |  |  |  |
|-------|---|--|--|--|
| 障害児支援 | 本市の区域内に存する次に掲げる事業所であって、安全安心事業要綱の規定に該当するもの<br>1 児童発達支援センター<br>2 児童発達支援事業所<br>3 放課後等デイサービス事業所 |  |  |  |
|-------|---|--|--|--|